

# 霧島屋久国立公園

## 霧島地域管理計画書

平成13年1月16日

環境省自然環境局  
九州地区自然保護事務所

# 目 次

はじめに	1
管理計画改訂方針	1
第1 管理計画区設定方針	2
1 設定方針	2
2 管理計画区の概要	4
第2 霧島管理計画区	7
1 管理の基本的方針	7
(1) 保護に関する方針	7
(2) 利用に関する方針	7
2 風致景観の管理に関する事項	9
(1) 許可、届出等取扱方針	9
(2) 公園事業取扱方針	14
3 地域の開発、整備に関する事項	22
(1) 自然公園施設	22
(2) 一般公共施設	22
(3) その他の大規模施設	22
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	23
(1) 国有財産の管理	23
(2) 自然公園美化管理財団事業	23
(3) その他の土地又は事業施設の管理	23
5 利用者の指導等に関する事項	23
(1) 自然解説に関する事項	23
(2) 利用の規制	23
(3) 利用者の安全対策	24
6 地域の美化修景に関する事項	24
(1) 美化清掃計画	24
(2) 修景緑化計画	24
7 その他	24
(1) ノカイドウの保護、育成	24
(2) シカの管理	25
(3) ミヤマキリシマの保護	25
(別添1) 霧島屋久国立公園の特別地域内における 行為の許可基準の特例について	26
(別紙) 修景緑化樹種	
参考資料	
1 管理計画について	
2 申請書処理ルート	

## はじめに

霧島地域は、霧島屋久国立公園の北部に位置する団地で、同国立公園の総面積54,833haの約37%にあたる20,247haを占めている。行政区域は、宮崎県の都城市、小林市、えびの市及び高原町、鹿児島県の栗野町、牧園町及び霧島町の2県3市4町にわたっている。

この地域は、20を超える火山が集成した複合火山で、総称して霧島山と呼ばれる。古来より、神の山としてあがめられ、地形的にも成層火山、火山砕屑丘（臼状火山）及び楕状火山など、様々な火山の形態がみられ、極めて自然性の高い地域である。

霧島屋久国立公園は、昭和9年3月16日に霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い、現在の名称に改称された。

霧島地域の公園計画は、昭和60年9月5日の再検討以後点検されておらず、本管理計画は、このような地域の現状、特性を基に、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。

## 管理計画改訂方針

霧島屋久国立公園霧島地域管理計画は、昭和62年3月に作成され、今日まで12年が経過している。この間、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園をとりまく社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、本地域の良好な自然の利用に主眼をおいた従来の基本方針を踏襲しつつ、諸情勢の変化に対応するため、次の方針により必要な改訂を行うものである。

- (1) 環境基本計画の主旨に配慮した記述の追加
- (2) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法第5条による「申請に対する審査基準」として位置付けられたことへの対応
- (3) 公園事業関係の個別の取扱要領等、申請の処分の基準としている取扱いの管理計画における位置付けの明確化及び取り込み
- (4) 特別保護地区、第1種特別地域における取扱いの明確化
- (5) 現行の管理計画運用上、現状にそぐわない部分の改訂及び新規取扱いの追加
- (6) 管理計画作成要領の改正に伴う様式の変更

## 第 1 管理計画区設定方針

### 1 設定方針

昭和62年3月に作成された当該管理計画書では、霧島地域の利用拠点がほぼ行政区分毎に分かれているとされていたため、市町単位別に「えびの・小林管理計画区」、「都城・高原管理計画区」、「霧島神宮・高千穂河原管理計画区」及び「牧園・栗野管理計画区」の4区分に分けられていたが、4区分が地理的にまとまっていること、自然条件、利用動線も関連していることにより、一つの管理計画区として取り扱うこととする。

#### 霧島管理計画区

宮崎県都城市、小林市、えびの市、高原町  
鹿児島県栗野町、牧園町、霧島町

# 霧島屋久国立公園（霧島地域）管理計画区

32'0

三宮崎王都城

三高原に三みやこのしり

北諸島郡三峰島 50



## 2 管理計画区の概要

### 霧島管理計画区

#### ア 区域及び公園計画の概要

項 目	概 要
範 囲	宮崎県都城市 (3,431ha) 鹿児島県栗野町 (1,034ha) // 小林市 (4,348ha) // 牧園町 (3,252ha) // えびの市 (3,039ha) // 霧島町 (3,090ha) // 高原町 (2,053ha)
面 積	20,247ha
土地所有	国有地(国有林・環境省所管地)、公有地、寺社有地、私有地
公 園 計 画	<p>保護計画</p> <p>保護規制計画            特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域            普通地域、指定湖沼(六観音御池・白紫池・大浪池)</p> <p>利用規制計画            御池においては、自然公園法の第17条による「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」規制(平成2年12月1日告示)に基づき、モーターボート等の乗り入れは禁止。</p>
	<p>利用計画</p> <p>利用施設計画            〈えびの集団施設地区〉 園地、宿舍、野営場、駐車場、博物館展示施設、運動場            給油施設、給水施設、野外劇場            〈高千穂河原集団施設地区〉 園地、野営場、広場、駐車場、博物館展示施設            給水施設</p> <p>〈単独施設地区〉            (宿舍) 白鳥温泉、賽ノ河原、高千穂峰山頂、湯之野、霧島神宮前、栗野岳温泉、新湯、霧島温泉、湯の谷            (園地) 大幡池、坊主小屋、白鳥温泉、白紫池、不動池、御池皇子港、御池松の港、湯之野、霧島神宮前、横岳、栗野岳温泉、新床、大浪池、大浪池登山口、新湯、霧島温泉            (休憩所) 御池皇子港、霧島温泉、湯の谷            (駐車場) 霧島神宮前、霧島温泉            (舟遊場) 御池皇子港            (野営場) 御池松の港、湯之野            (避難小屋) 韓国岳南            (車道) 小林霧島温泉線、白鳥えびの高原線、御池霧島温泉線、御池線、栗野牧園線、霧島神宮新湯線            (歩道) 小池高千穂峰線、生駒大幡山線、夷守岳西登山線、大幡池西登山線、夷守台大幡線、白鳥温泉御池線、甌岳登山線、六観音御池・白紫池周廻線、白鳥えびの高原線、赤松千本原線、えびの岳周廻線、霧島山縦走線、皇子原高千穂河原線、皇子原高千穂峰線、栗野岳温泉えびの高原線、霧島温泉韓国岳線、坊主小屋新燃線、烏帽子岳登山線、霧島神宮高千穂河原線、九州自然歩道線</p>

項	目	概	要
自 然 の 概 要	標 高	260m (高原町血捨ノ木) ~ 1,700m (韓国岳)	
	地 形 地 質	<p>本地域は、阿蘇火山を北端とし、桜島、開聞岳、南西諸島を経て台湾北端にまで至る霧島火山帯に属する火山群からなり、その中央部に位置する韓国岳を最高峰とし、長径約20km、短径約10kmの地域に、大小20を超える火山が連なっている。</p> <p>また、10の火口湖があり、コニーデ、ホマーテ、アスピーテ等さまざまな形態の火山があるほか、日本最大級の山頂火口湖である大浪池があるなど、極めて優れた山岳景観を有している。</p> <p>地質は栗野岳、韓国岳、甌岳、新燃岳、中岳、高千穂峰などは火山群の火山噴出物で構成され、都城・高原地区には黄橙色でおがくず状軽鬆のガラス質である赤ほや、牛のすねローム層と呼ばれ高千穂または新燃岳に噴出源が想定される暗褐色ローム層も分布する。</p>	
	動・植物	<p>本地域にはシカ、タヌキ、イノシシ、ウサギ及びテン等の哺乳類をはじめ、豊富な野生動物が生息する。御池野鳥の森を中心にカモ類、ホトトギス、ウグイス、ヤイロチョウ及びホオジロ等の鳥類が生息し、昆虫類ではキリシマミドリシジミ及びヒサマツミドリシジミ等の高山蝶をはじめとする地域固有の昆虫も豊かである。</p> <p>植生では殆どの山頂付近にミヤマキリシマ及びマイズルソウ群落があり、高千穂峰山頂付近にはヤシャブシの群落が存在する。</p> <p>山地帯にはアカマツ、ミズナラ、アカガシ、ブナ、モミ、ツガ等がみられ、低山地帯では霧島神宮周辺のイスノキ及びウラジロガン群落が存在するが、大半がスギ、ヒノキの植林地であり、一部に農用地もある。</p>	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○えびの高原のノカイドウ自生地 (国指定天然記念物)</li> <li>○甌岳針葉樹林 (国指定天然記念物)</li> <li>○学術上価値の高い植物群落として大幡、獅子戸、韓国岳北部自然林、甌岳、赤松千本原高層湿原、大幡山ヒノキ自然林、御池自然林</li> <li>○御池・小池の照葉樹林、霧島山原生林、霧島山のミヤマキリシマ群落、ミヤマキリシマ・マイズルソウ群集、ミズナラ林・ブナ・スズタケ群集</li> <li>○韓国岳のハリモミ、大浪池斜面のツガ林、林田付近のモミ林</li> </ul> <p>※ 以上は自然環境保全基礎調査の特定植物群落でもある。</p> <p>○えびの、小林、高千穂河原地区にはキリシマミドリシジミ・ヒサマツミドリシジミが、栗野岳地区にはウスイロオナガシジミが生息している。</p> <p>※ ノカイドウについては調査の結果、個体数が激減しているため、種の保存上、絶滅を防止するうえから関係機関との調整を図り、保護、増殖について検討することとする。</p>		

項	目	概	要																																																																							
利 用 の 概 要	利用の 現 状	<p>韓国岳、高千穂峰を中心とした登山と高山植物等の自然探勝、ハイキングやキャンプ等の野外レクリエーション、観光や温泉地等を中心とした保養と周辺自然環境の探勝の場として利用されている。 なお、登山、観光利用は通年行われている。</p>																																																																								
	年 間 利用者数	<p>宮 崎 県     1, 1 2 8 千人(平成8年 環境庁自然保護局 自然公園等利用者数調)</p> <p>鹿 児 島 県     2, 1 7 1 千人(平成8年 鹿児島県報告 → 自然公園等利用者数調)</p>																																																																								
	利用施設 の 現 状	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1. えびの集団施設地区</th> <th colspan="2">高千穂河原集団施設地区</th> </tr> <tr> <th>事 業 名</th> <th>計画及び 事業決定件数</th> <th>事 業 名</th> <th>計画及び 事業決定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園地</td> <td>1</td> <td>園地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宿舎</td> <td>1</td> <td>野営場</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>野営場</td> <td>1</td> <td>博物展示施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>博物展示施設</td> <td>1</td> <td>広場</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>1</td> <td>駐車場</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1</td> <td>給水施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>給水施設</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給油施設</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野外劇場</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">2. 単独施設</th> </tr> <tr> <th>事 業 名</th> <th>計画及び 事業決定件数</th> <th>事 業 名</th> <th>計画及び 事業決定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園地</td> <td>1 6</td> <td>休憩所</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>宿舎</td> <td>9</td> <td>避難小屋</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>野営場</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舟遊場</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1. えびの集団施設地区		高千穂河原集団施設地区		事 業 名	計画及び 事業決定件数	事 業 名	計画及び 事業決定件数	園地	1	園地	1	宿舎	1	野営場	1	野営場	1	博物展示施設	1	博物展示施設	1	広場	1	運動場	1	駐車場	1	駐車場	1	給水施設	1	給水施設	1			給油施設	1			野外劇場	1			2. 単独施設				事 業 名	計画及び 事業決定件数	事 業 名	計画及び 事業決定件数	園地	1 6	休憩所	3	宿舎	9	避難小屋	1	野営場	2			駐車場	2			舟遊場	1	
1. えびの集団施設地区		高千穂河原集団施設地区																																																																								
事 業 名	計画及び 事業決定件数	事 業 名	計画及び 事業決定件数																																																																							
園地	1	園地	1																																																																							
宿舎	1	野営場	1																																																																							
野営場	1	博物展示施設	1																																																																							
博物展示施設	1	広場	1																																																																							
運動場	1	駐車場	1																																																																							
駐車場	1	給水施設	1																																																																							
給水施設	1																																																																									
給油施設	1																																																																									
野外劇場	1																																																																									
2. 単独施設																																																																										
事 業 名	計画及び 事業決定件数	事 業 名	計画及び 事業決定件数																																																																							
園地	1 6	休憩所	3																																																																							
宿舎	9	避難小屋	1																																																																							
野営場	2																																																																									
駐車場	2																																																																									
舟遊場	1																																																																									



## 第 2 霧島管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

霧島地域は韓国岳、高千穂峰を主峰とする大小20を超える霧島火山群からなり、10の火口湖が現存する。またコニーデ、ホマーテ、アスピーテ等様々な形態の火山があり、硫黄山、新燃岳、御鉢は現在も活動を続けている。

また、本地域は日本の最多雨地帯の一つで、暖帯から温帯にかけての森林が垂直的に分布し、標高900～1,200mにかけてはモミ、ツガ林、アカマツの老樹林があり、原始的な自然環境を形成している。

山頂部にはミヤマキリシマ群落、えびの地域の固有種で国の天然記念物に指定されているノカイドウの自生地がある。

深い森林にはシカ、イノシシ、タヌキ等の野生生物も多く生息しており、極めて自然度の高い地域である。

本公園の風致景観を構成するこれらの特徴的な地形地質、自然度の高い植生及び野生動植物は保全対象として重要である。

##### イ 保全対象の保全力針

利用者等に対し自然保護の必要性を普及啓発するとともに、国立公園に関する正しい理解と協力が得られるよう諸施策を講じる。

- ① 自然植生の保護、人工林の育成と適切な利用を図る。
- ② 車道沿線の風致の維持を図る。
- ③ 霧島神宮林の保全に努める。
- ④ 御池、小池の湖沼景観と水質の保全を図る。
- ⑤ 白紫池、六観音御池、不動池、大幡池、大浪池等の火口湖景観と水質の保全を図る。
- ⑥ ノカイドウは個体数の減少が著しい傾向にあり、絶滅の危惧があるため、専門家の意見を参考に関係機関と調整を図りながら、その保護増殖等対策を図る。

ミヤマキリシマ群落の保護については、区域、方法等関与する範囲について明らかにし、園地において「ススキや被圧木の除去等」必要な措置を講じる。

- ⑦ シカは最近、宿舎や道路沿線でよく見かけ、宮崎県が行った密度調査によると、2.5頭/km<sup>2</sup>～33.4頭/km<sup>2</sup>との調査結果もあり、増加傾向にあると推測される。また、シカの食害によりノカイドウ、ノリウツギ、ヒカゲツツジ及びイヌツゲ等が衰弱、枯死し、植生にも変化を来していることや、森林等に被害を及ぼしていることから生息数や密度調査による実態の把握と、これに基づく個体数の調整等について関係機関と連携を図りつつ検討する。

なお、シカの餌付けの禁止について、公園利用者等に標識、パンフレット等により指導する。

#### (2) 利用に関する方針

##### ア 利用の特性及び利用方針

本公園は宮崎と鹿児島を結ぶ高速道路に三方を囲まれ、自動車による利用が多いのが特徴である。

利用は韓国岳、高千穂峰を中心とした登山と高山植物探勝、ハイキングやキャンプ、舟遊びなど野外レクリエーション、観光、温泉地等を中心とし

た保養と自然探勝等であり、年間利用者は霧島地域全体で約3,299千人である。

その内、えびの及び高千穂河原集団施設地区内での利用者は1,287千人であり、登山形態は日帰り利用が殆どで増加傾向にある。

これらの公園利用に際して、自然とのふれあいの増進が図られるよう、各種基幹施設の整備充実と自然解説体制等ソフト面の対策の推進を図るとともに、自然環境の保全に対する配慮がなされるよう、後述の各項目に留意しながら適切な利用への誘導を図るものとする。

- ① えびのビジターセンターや自然探勝路等自然体験型利用の推進に資する施設、駐車場及び標識類等質の高い魅力のある施設の再整備を重点的に推進する。
- ② 宿泊施設等利用拠点は、事業者、地域住民等が一体となって、快適な環境を備えた質の高い地域作りを推進していく。
- ③ 地域の振興計画と公園計画との調整を十分図りながら必要な施設整備を推進する。
- ④ 各施設の管理については、設置者が関係機関の協力の下、適切な管理を図るものとし、必要に応じパークボランティア等の協力も要請する。
- ⑤ 公園利用者に対し、自然情報や利用、マナー等の情報を提供し、自然解説の実施や利用の対応を図る。また、これらの対応については各種関係機関が協力して実施する。
- ⑥ 各種利用施設は、利用者の利便性について考慮されたものとするとともに、安全性についても配慮する。

## 2. 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局長通知）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「霧島屋久国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月5日付け環境庁告示第59号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針を用いることとする。

また、普通地域内における各種行為については、下記の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導するものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然風景に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。</p> <p>② 規模、壁面後退 規模は設置目的をかなえる上で、最小限のものとするとともに、利用道路からの壁面後退距離は極力大きくとするものとする。 高さについても必要最小限のものとする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 可能な限り木材等の自然材料を使用し、重厚味のある落ちついた仕上げとするとともに、外部の色彩は周囲の自然環境に調和したものとする。</p> <p>ア. 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根とし、その勾配は10分の2以上とする。 ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについてはこの限りでない。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、茶系色、黒灰色、暗緑色のいずれかとする。 ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについてはこの限りでない。</p> <p>ウ. 壁面の色彩は、自然材料を用いる場合以外にあっては、茶系色、灰色系、ベージュ色系、クリーム色系のいずれかとし、光沢の強いものは避けるものとする。</p> <p>エ. 壁面積が大きい建築物については、単調な壁面とならぬよう、屋根の形状の工夫や壁面に凹凸の陰影</p>

		<p>をつける等、壁面が風致上の支障を与えないよう配慮する。</p> <p>④ 修景緑化の方法      利用道路に面した部分及び隣地境界に存する樹木は極力保存するものとする。      また、必要に応じて建築物等を隠蔽するために利用道路に面した部分を中心に、郷土産植物による修景のための植栽を行うものとする。なお、植栽に当たっては、別紙記載（修景緑化樹種）の樹種を用いるものとする。</p> <p>⑤ その他      ア. 建築物の設置のための土地の造成は、現地形を生かすことにより、必要最小限とする。      土地の造成に伴い擁壁を用いる場合にあつては、自然石を用いるか又は自然石を模した表面仕上げの材料を使用する。      イ. 駐車場等の附帯施設の整備に際しては、改変面積を必要最小限とする。      ウ. 敷地境界に塀、柵等の工作物を設置する場合は、できるだけ生垣を用いることとする。フェンスを用いる場合であっても、原則として植栽を併用するものとする。</p>
(2) 車道	全 域 (共通)	<p>① 基本方針      必要性、安全性を考慮し、自然の改変を最小限とし、風致景観上の配慮を図る。</p> <p>② 法面処理方法      ア. 線形及び縦断勾配等を地形に順応させることにより、法面の面積を最少限とする。      イ. 法面は原則として張芝や郷土産植物等により緑化する。      ウ. 法砕工を用いる場合は、原則として砕内を郷土産植物等により緑化する。      エ. 擁壁を用いる場合は、自然石を用いるか、又は自然石を模した表面仕上げの材料を使用する。また、自然石を模した材料の場合は、必要に応じて風致景観上の支障を最小限にするため、顔料を混合したものとする。ただし、公園利用者から望見されない箇所については、この限りでない。      オ. ロックネット、ロックフェンスの色彩は焦げ茶色又は灰色とする。      カ. モルタル吹付けは、通行の安全性を確保する上で他に適切な方法がない場合を除き原則として認めない。</p>

		<p>やむを得ずモルタル吹付けとする場合には、風致景観上の支障を最小限にするため、モルタルへ顔料の混合、ツタの植栽等の処置を講じるものとする。</p> <p>③ 残土処理方法 残土は、原則として公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園内で処理する場合は、処理地を緑化する等土砂流出防止の処置を講じ、風致景観の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④ 修景緑化方法 ア. 支障木のうち、移植可能なものはできるだけ移植するものとする。 イ. 張芝を用いる場合は、原則として野芝とする。 ウ. 種子吹付の場合は、できるだけ郷土産植物の種を使用する。 エ. 工作物の隠蔽のため等、修景植栽を行う場合は郷土産植物を用いること。 なお、植栽に当たっては、別紙記載（修景緑化樹種）の樹種を用いるものとする。 オ. 線形の改良等により生じた廃道敷は、原則として緑化する。ただし、当該廃道敷を地域住民の日常生活等のために利用する場合はこの限りでない。</p> <p>⑤ 附帯施設の取扱い ア. 交通安全柵を設置する場合は、風致景観への配慮及び眺望確保のため原則としてガードロープを使用する。 地形及び地質的な要因により、やむを得ずガードレールを使用する場合には、色彩は灰色若しくは焦げ茶色を原則とする。 イ. 橋梁は通行の安全性を確保したうえで、必要最小限の規模とし、色彩は、周辺環境に配慮されたものとする。 ウ. 凍結防止材、滑り止めの砂等を保管する小規模な工作物に関しては、設置目的を損なうことがないようにしつつ、その設置場所、数量等について風致景観の保護に配慮する。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 電柱（電話柱を含む。）は連続して設置される工作物であり、鉄塔、アンテナは高さのある工作物であることから風致景観上の支障が懸念される。この観点から、その設置位置、材料、色彩等については、風致景観の保護に対して十分に配慮されたものとする。</p> <p>② 規模、構造、色彩等 ア. 設置本数、高さは必要最小限とする。</p>

		<p>イ. 主要利用拠点における電線、電話線は、原則として地下埋設とするよう努める。また、既設空中線の更新時の場合でも地下埋設とするよう努める。</p> <p>ウ. 色彩は、原則として焦げ茶色若しくは灰色とする。</p> <p>③ その他</p> <p>ア. 車道沿いの電柱の設置は極力避けることとする。</p> <p>イ. 設置する位置は展望方向を避けることとする。</p> <p>ウ. 電柱等への広告物の掲出は認めないこととする。</p> <p>エ. 複数の計画が存在しうる場合には、風致上支障のない範囲内で共架に努める。</p>
(4) ダム	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>目的達成が可能な範囲で、位置、構造及びデザインに配慮する。</p> <p>②規模、構造等</p> <p>ア. 砂防、治山等のダムの表面は、原則として自然石張り若しくは自然石を模した仕上げとする。</p> <p>イ. ダムの設置に当たっては、魚道を設ける等、河川生態系の保全に配慮した工法を用いるよう努める。</p> <p>ウ. 水路の設置に当たっては、護岸、河床ともに、水生生物の生息環境に配慮した工法とする。</p> <p>エ. 工事に伴う作業道は、周辺植生等に配慮されたものとし、法面の発生は最小限とする。</p> <p>また、行為完了後は、原則として原状回復することとし、郷土産植物により、早期緑化を図るものとする。</p>
(5) 自動販売機	全 域 (共通)	<p>基本方針</p> <p>道路沿線等において、独立して設置される自動販売機については認めないものとする。</p> <p>店舗等に併設される場合には、化粧板を使用するなどして周辺環境に配慮すること。</p>
2. 広告物	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>自然公園に相応しい規模、デザインとし、乱立している場合には、集合看板への変更に努める。</p> <p>また、スポンサー付きの店名表示は認めない。</p> <p>道路管理者等が設置する地区名(方向)の表示板等、公園の利用に係る標識については、設置位置、表示内容等が公園利用上適正な内容であることとする。</p> <p>② 規模、構造、色彩、照明、設置位置等</p> <p>ア. 規模は必要最小限とする。</p> <p>イ. 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料を用い</p>

		<p>ることとする。</p> <p>ウ. 地色は木材等の自然素材の色、茶系色、黒色を基調とし、文字の色は原色を避け、地色と調和したものとする。</p> <p>エ. 照明を用いる場合は、白色等の穏やかな色による外部照明を原則とし、灯光が周辺に必要以上に拡散することのないものとする。ただし、自動販売機についてはこの限りでない。</p> <p>③ その他 破損又は汚損した場合は、速やかに撤去又は補修を行うよう努めるものとする。</p>
3. 木竹の伐採	全 域 (共通)	<p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付国発第643号)及び「自然公園区域内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日付環自企第516号)を基本とする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号自然保護局長通知)によるほか、下記の事業の種類ごとの取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 道路 (車道)	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 必要性、安全性を考慮し、自然公園に相応しい車道となるよう、利用及び風致景観の保護上の配慮を図る。</p> <p>② 法面処理方法 ア. 線形及び縦断勾配を地形に順応させることにより、法面の面積を最少限とする。 イ. 法面は原則として張芝や郷土産植物等により緑化する。 ウ. 法砕工を用いる場合は、原則として砕内を郷土産植物等により緑化する。 エ. 擁壁を用いる場合は、自然石を用いるか、又は自然石を模した表面仕上げの材料を使用する。また、自然石を模した材料の場合は、必要に応じて風致景観上の支障を最小限にするため顔料を混合したものとする。 ただし、公園利用者から望見されない箇所については、この限りでない。 オ. ロックネット、ロックフェンスの色彩は焦げ茶色又は灰色とする。 カ. モルタル吹付けは、通行の安全性を確保する上で他に適切な方法がない場合を除き原則として認めない。やむを得ずモルタル吹付けとする場合には風致景観上の支障を最小限にするため、モルタルへの顔料の混合、ツタの植栽等の措置を講じるものとする。</p> <p>③ 残土処理方法 残土は、原則として公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園内で処理する場合は、処理地を緑化する等土砂流出防止の措置を講じ、風致景観の保護上支障のないよう適切に処理する。</p> <p>④ 修景緑化方法 ア. 支障木のうち、移植可能なものはできるだけ移植するものとする。 イ. 張芝を用いる場合は、原則として野芝とする。 ウ. 種子吹付の場合は、できるだけ郷土産植物の種を主とする。 エ. 工作物の隠蔽のため等、修景植栽を行う場合は、郷土産植物を用いること。</p>



		<p>なお、植栽に当たっては、別紙記載（修景緑化樹種）の樹種を用いるものとする。</p> <p>オ．線形の改良等により生じた廃道敷は、原則として緑化する。ただし、当該廃道敷を地域住民の日常生活等のために利用する場合はこの限りでない。</p> <p>⑤ 附帯施設の取扱い</p> <p>ア．交通安全柵を設置する場合は、風致景観への配慮及び眺望確保のため原則としてガードロープを使用する。</p> <p>地形及び地質的な要因により、やむを得ずガードレールを使用する場合には、色彩は灰色若しくは焦げ茶色を原則とする。</p> <p>イ．橋梁は通行の安全性を確保したうえで、必要最小限の規模とし、色彩は、周辺環境に配慮されたものとする。</p> <p>ウ．凍結防止材、滑り止めの砂等を保管する小規模な工作物に関しては、設置目的を損なうことがないようにしつつ、その設置場所、数量等について風致景観の保護に配慮する。</p>
<p>2. 道路 (歩道)</p>	<p>全 域 (共通)</p>	<p>① 基本方針</p> <p>自然とのふれあい等を目的に、安全性、快適性を確保した歩道として整備し、適切な管理を図る。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>ア．休憩所、便所等の規模は利用に見合った必要最小限のものとし、原則として木造とする。</p> <p>イ．標識類等の設置に当たっては、歩道への誘導及び利用の安全が図られるよう配慮する。</p> <p>ウ．標識類の規模、デザインは、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（自然公園における公共標識の整備のあり方に関する検討報告書、1997年環境庁自然保護局）」によるものとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>ア．施設管理者が主体的に、巡視、施設の点検、清掃、危険個所の点検等、必要な管理行為を行うこととする。</p> <p>イ．施設管理者は、植物の損傷のおそれ等があると判断した場合には、立入禁止等の措置を講じるものとする。</p> <p>ウ．施設管理者は、噴気地帯では重点的に監視を行い、利用上危険のないよう必要に応じ立入禁止等、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>エ．ゴミ籠はゴミの収集が可能な場所以外には設置しないこととする。</p>

<p>3. 園地及び広場</p>	<p>全 域 (共通)</p>	<p>① 基本方針        利用者の憩いの場として、また、自然とのふれあい等の場として、適正な利用が図れるよう配慮するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い        ア. 休憩所、便所等の規模は利用に見合ったものとし、原則として木造とする。        イ. 標識類の規模、デザインは、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（自然公園における公共標識の整備のあり方に関する検討報告書、1997年自然保護局）」によるものとする。</p> <p>③ 管理方針        ア. 施設管理者は、利用者が安全、かつ快適に利用できるよう、清掃、草刈り、施設の点検等を行うこととする。        イ. 施設管理者は、施設が損傷又は利用上危険な状態となった場合は、速やかに立入禁止を行い、補修等の措置を講じるものとする。        ウ. ゴミ籠はゴミの収集が可能な場所以外には設置しないこととする。</p> <p>④ その他        展望所等からの展望を確保するために、必要に応じて通景のための伐採を行う。</p>
<p>4. 宿 舎</p>	<p>全 域 (共通)</p>	<p>① 基本方針        建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然風景に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。</p> <p>② 規模、壁面後退        建築物の高さ、容積等の規模は当該地区の風致景観を損なわない規模（建築物の高さ13m以下）とし、利用道路等からの壁面後退距離は極力大きくとるものとする。        既存の高さが13メートルをこえる建築物の増・改築を行う場合は、陸屋根を勾配屋根に改善する場合を除き（屋根裏の使用を目的としないこと）、既存施設の高さをこえないものとする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料        できるだけ木材等の自然材料を使用し、外部の色彩は周囲の自然環境に調和したものとする。        ア. 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根とし、その勾配は10分の2以上とする。        ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについてはこの限り</p>

でない。

イ. 屋根の色彩は、茶系色、黒灰色、暗緑色のいずれかとする。

ただし、母屋に附帯する小規模な倉庫、小屋等で公園利用地点から望見されないものについてはこの限りでない。

ウ. 壁面の色彩は、自然材料を用いる場合以外にあっては、茶系色、灰色系、ベージュ色系、クリーム色系のいずれかとし、光沢の強いものは避けるものとする。

エ. 壁面積が大きい建築物については、単調な壁面とならぬよう、屋根の形状の工夫や壁面に凹凸の陰影をつける等、壁面が風致上の支障を与えないよう配慮する。

#### ④ 附帯施設の取扱い

ア. 駐車場は風致景観上支障のない位置、利用者数に見合った規模とし、道路沿いには修景のための植栽を行う。

イ. テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知）によることとする。

ウ. 標識類は次のとおりとする。

- ・ 規模は必要最小限とし、周辺環境に配慮した位置とする。
- ・ 材料はできるだけ木材、石材等の自然材料を用いることとする。
- ・ 地色は木材等の自然素材の色、茶系色、黒色を基調とし、文字の色はこれと調和したものとする。
- ・ 照明を用いる場合は、白色等の穏やかな色による外部照明を原則とし、灯光が周辺に必要以上に拡散することのないスポットライトとすること。
- ・ 破損又は汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修を行うよう努めるものとする。

エ. 敷地境界に塀、柵等の工作物を設置する場合は、できるだけ生垣を用いることとする。フェンスを用いる場合であっても、原則として植栽を併用するものとする。

オ. 擁壁を用いる場合は、自然石を用いるか又は自然石を模した表面仕上げの材料を使用する。また、自然石を模した材料の場合は、必要に応じて風致景観上の支障を最小限にするため、顔料を混合したものとする。

		<p>ただし、公園利用者から望見されない箇所については、この限りでない。</p> <p>⑤ 修景緑化の方法</p> <p>利用道路に面した部分及び隣地境界に存する樹木は極力保存するものとする。</p> <p>また、必要に応じて建築物等を隠蔽するために、利用道路に面した部分を中心に、郷土産植物による修景のための植栽を行うものとする。なお、植栽に当たっては、別紙記載（修景緑化樹種）の樹種を用いるものとする。</p>
5. 野 営 場	御池松の港 湯之野	<p>① 基本方針</p> <p>自然公園の野営場として相応しいものとするため、施設は原則として木造とする等、風致景観上の配慮を図るとともに、良好な環境を保持するため緑地の確保に努める。また、利用者に対しては、自然とのふれあいを目的とした利用の推進を図るとともに、適正な利用の維持に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>ア. 管理棟、炊事棟、便所等の建築物は、原則として木造とする。</p> <p>イ. 標識類の規模、デザインは、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（自然公園における公共標識の整備のあり方に関する検討報告書、1997年環境庁自然保護局）」によるものとする。</p> <p>③ 樹木の保存、修景方法</p> <p>快適な緑陰を確保するために、高木の保存を図る。また、適正な利用に必要な空間を確保するために小径木の刈払いを行う。</p> <p>④ 管理方針</p> <p>ア. 施設管理者は、利用者が安全、かつ快適に利用できるよう、清掃、草刈り、施設の点検等を行うこととする。</p> <p>イ. 施設管理者は、施設が損傷又は利用上危険な状態となった場合は、速やかに立入禁止とし、補修等の措置を講じるものとする。</p> <p>⑤ その他</p> <p>ア. 場内には自然とのふれあいを推進するために必要な展示、標識、歩道の整備等を図る。</p> <p>イ. 野営場からの排水については、湖沼等の水質の保全に配慮する。</p>

6. 休憩所	全 域 (共通)	<p>① 基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>② 規模 設置目的をかなえる上で最小限のものとする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 できるだけ木材等の自然材料を使用し、外部の色彩は周囲の自然に調和したものとする。</p> <p>ア. 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根とし、その勾配は10分の2以上とする。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、茶系色、黒灰色、暗緑色のいずれかとする。</p> <p>ウ. 壁面の色彩は、自然材料を用いる場合以外にあっては、茶系色、灰色系、ベージュ色系、クリーム色系のいずれかとし、光沢の強いものは避けるものとする。</p> <p>エ. 壁面積が大きい建築物については、単調な壁面とならぬよう、屋根の形状の工夫や壁面に凹凸の陰影をつける等、壁面が風致上の支障を与えないよう配慮する。</p> <p>④ 附帯施設の取扱い</p> <p>ア. 駐車場は風致景観上支障のない位置、利用者数に見合った規模とし、道路沿いには修景のための植栽を行う。</p> <p>イ. 標識類は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模は必要最小限とし、周辺環境に配慮した位置とし、利用の効果を高めるため、案内板等を適切に設置する。</li> </ul> <p>⑤ 管理方針</p> <p>ア. 施設管理者は、利用者が安全、かつ快適に利用できるよう、清掃、草刈り、施設の点検等を行うこととする。</p> <p>イ. 施設管理者は、施設が損傷又は利用上危険な状態となった場合は、速やかに立入禁止とし、補修等の措置を講じるものとする。</p>
7. 避難小屋	韓国岳南	<p>① 基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>② 規模 設置目的をかなえる上で最小限の規模のものとするとともに、高さは、積雪、風速等気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料</p>

		<p>できるだけ木材等の自然材料を使用し、外部の色彩は周囲の自然に調和したものとする。</p> <p>ア. 屋根の形状は、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根とし、その勾配は10の2以上とする。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、茶系色、黒灰色、暗緑色のいずれかとする。</p> <p>ウ. 壁面の色彩は、自然材料を用いる場合以外にあっては、茶系色、灰色系、ページュ色系、クリーム色系のいずれかとし、光沢の強いものは避けるものとする。</p> <p>エ. 壁面積が大きい建築物については、単調な壁面とならぬよう、屋根の形状の工夫や壁面に凹凸の陰影をつける等、壁面が風致上の支障を与えないよう配慮する。</p> <p>④ 附帯施設の取扱い</p> <p>イ. 標識類は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模は必要最小限とし、周辺環境に配慮した位置とし、利用の効果を高めるため、案内板等を適切に設置する。</li> </ul> <p>⑤ 管理方針</p> <p>ア. 今後も無人小屋とするが、施設管理者は、利用者が緊急時の避難の用に供するため、清掃、草刈り、施設の点検等を行うこととする。</p> <p>イ. 施設管理者は、施設が損傷又は利用上危険な状態となった場合は、速やかに立入禁止とし、補修等の措置を講じるものとする。</p>
8. 駐車場	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるものとする。</p> <p>② 修景緑化等の方法</p> <p>ア. 利用道路に面した部分、隣地境界に存する樹木は極力保存するものとする。</p> <p>また、必要に応じて建築物等を隠蔽するために、利用道路に面した部分を中心に、郷土産植物による修景のための植栽を行うものとする。なお、植栽に当たっては、別紙記載（修景緑化樹種）の樹種を用いるものとする。</p> <p>イ. 擁壁を用いる場合は、自然石を用いるか又は自然石に模した表面仕上げの材料を使用する。また、自然石を模した材料の場合は、必要に応じて風致景観上の支障を最小限にするため、顔料を混合したものとする。ただし、公園利用者から望見されない箇所についてはこの限りでない。</p> <p>③ 残土処理</p>

		<p>残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、また、残土処理計画が明らかで風致景観上の支障の生じるおそれがなく、郷土産植物や別紙記載（修景緑化樹種）により適切に緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</p>
9. 博物展示施設	えびの 高千穂河原	<p>① 基本方針          国立公園を訪れる利用者に対し、自然、歴史、人文、観光等に関する情報を提供する施設として、整備充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図る。</p> <p>②規模等          建物は、周囲の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p>
10. 運動場	えびの	<p>基本方針          テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコート取扱要領について（昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知）」により取り扱う。</p>
11. 野外劇場	えびの	<p>基本方針          野外劇場については、自然景観の維持を図りながら野外劇場の場として必要な整備を行う。</p>
12. 給油施設	えびの	<p>基本方針          商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮するものとする。          なお、老朽化施設については再整備を図るものとする。</p>
13. 給水施設	えびの 高千穂河原	<p>基本方針          老朽化施設については再整備を図るものとする。          ア. 外部パイプラインは原則として埋設するものとする。          イ. 貯水槽等外部に露出する部分は、風致景観上支障のない位置とし、改築により使用しなくなったものは撤去するものとする。</p>
14. 舟遊場	御池皇子港	<p>基本方針          ボートの数は現在の規模以内とし、更新に当たっては、デザインや色彩が華美にならないよう留意するものとする。</p>

### 3. 地域の開発、整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

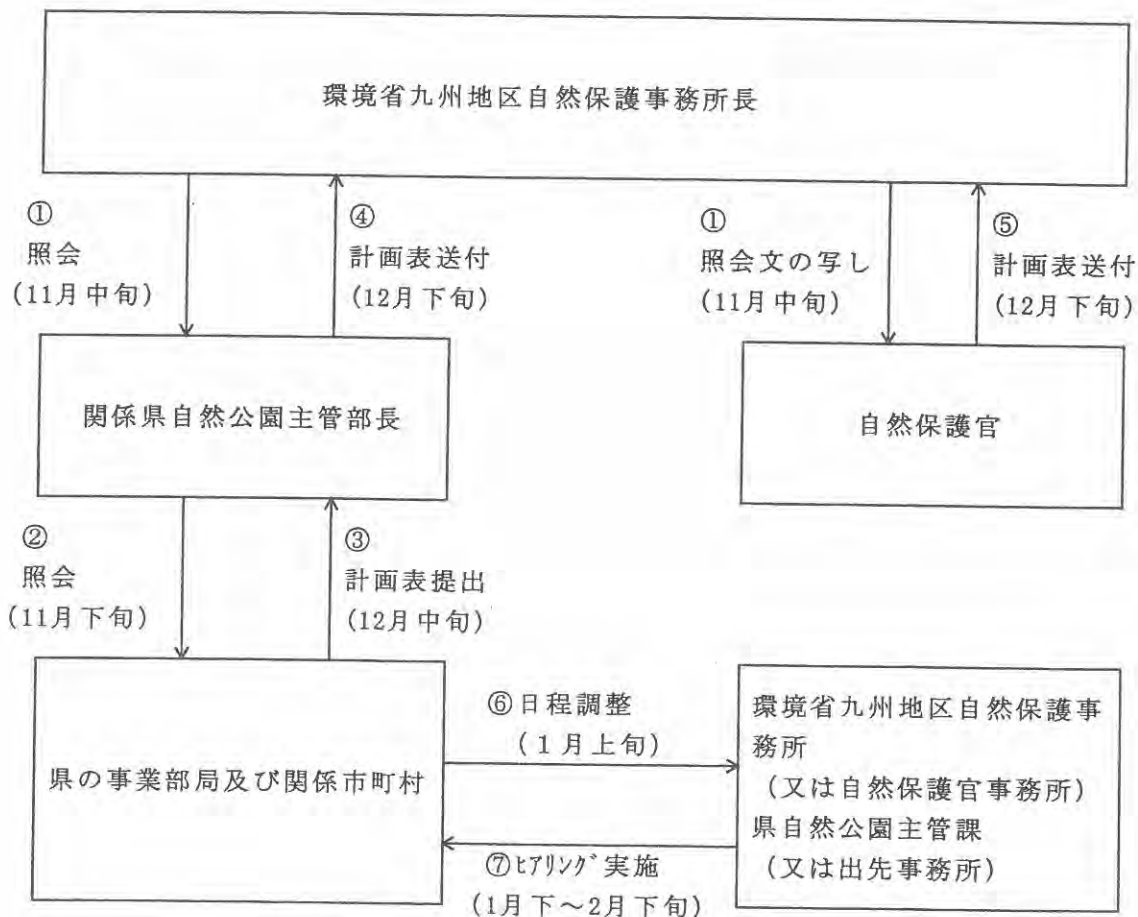
自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを目的とした適正な利用を推進するため、国立公園計画に基づき、必要な施設の整備を図る。

#### (2) 一般公共施設

自然公園内に相応しい施設となるよう、風致景観、野生生物の生態に配慮した施設とする。

公共事業については、下記の要領で事前に計画（事業）内容を調整することにより、自然公園法に係る許認可事務の円滑化を図ることとする。

(事務の流れ)



\* ヒアリングにより、事業決定等が必要と判断されたものについては、国の中央環境審議会に諮問することとする。

#### (3) その他の大規模施設

国立公園内（普通地域）における地熱発電に関する施設計画については、その規模が大きいものとなるため、風景に配慮したものとするよう適切な指導を行うこととする。



#### 4. 土地及び事業施設の管理に関する事項

##### (1) 国有財産の管理

環境省所管地はえびの地区及び湯之野地区の2箇所がある。適正な利用の推進を目的とした利用施設の整備、緑地の確保等、有効な活用を図ることとする。

##### ア. 土地

面積は、えびの地区52.7ヘクタール、湯之野地区2.5ヘクタールである。

##### イ. 建築物

ビジターセンター、野営施設、便所、休憩所

##### ウ. その他の工作物

駐車場、園地、標識等

##### (2) 自然公園美化管理財団事業

えびの支部及び高千穂河原支部の2支部がある。いずれの支部も地区における清掃、草刈り等の管理業務を行っている。

##### (3) その他の土地又は事業施設の管理

高千穂河原ビジターセンターは鹿児島県が環境省補助により整備した施設であり、自然公園美化管理財団高千穂河原支部が管理に当たっている。地区の利用の中心施設として適正な管理を図る。

#### 5. 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

##### ア. 自然に親しむ運動等

みどりの日、自然に親しむ運動期間のみならず、年間を通して、自然とのふれあいを目的とした各種行事を開催することとし、その実施主体は環境省、県、市町、関係団体、地元業者等が協力して当たるものとする。

パークボランティア、自然公園指導員等の協力者による実施体制の整備を図る。

行事の実施に際しては、市町の広報、新聞等のマスメディアを活用し、一般に広く周知、PRできるように努める。

##### イ. ビジターセンターの利用、運営

えびの及び高千穂河原のビジターセンターは、霧島地域における自然及び利用の情報提供の中心施設として位置付ける。

えびのビジターセンターについては、地元関係者等と協力して夜間の活用を検討する。

適正な管理運営を図るため、関係行政機関、(財)美化管理財団各支部、地元業者等による連絡協議会を設置する。

##### ウ. 自然研究路の利用、管理

自然研究路(登山道等を含む。)は自然とのふれあい、探勝を目的として整備するものとし、利用に当たっては、その目的が達成されるような配慮を図る。自然研究路沿線における観察対象の保全、展望に必要な通景の確保、快適な利用を図るための草刈りや清掃等に配慮する。

##### エ. 解説板の整備方針

標識類の整備に当たっては、「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針(自然公園における公共標識の整備のあり方に関する検討報告書)」を基本とする。

設置の目的、位置、規模、表示内容等については、適正なものとする。

##### (2) 利用の規制

##### ア. 野営の規制

土地所有者、関係機関と連絡調整を図り、キャンプ場等のキャンプ指定地以外におけるキャンプは行わないよう指導する。

#### イ. ボートの規制

御池においては、自然公園法第17条による「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」規制（平成2年12月1日告示）に基づき、モーターボートの乗り入れは禁止する。また、動力船でないものであっても、隻数は現状（遊覧船1隻、手漕ボート50隻）をこえることのないよう指導を行う。

#### ウ. 植生保護のための立入規制

貴重な植生域や利用により裸地化した箇所については、必要に応じて、保護柵、制札等による立入規制を行う。

えびの地区においては、必要に応じてノカイドウの保護、育成のために必要な立入規制を講じる。

### (3) 利用者の安全対策

利用施設、利用ルートについては、関係者の巡視等により状況の把握に努め、危険な状態が生じた場合は、整備者、管理者が立入禁止等の適切な措置を講じる。

特に硫黄山の噴気地帯においては、火山ガスの発生による事故、歩道及び標識施設等の老朽化が予測されるため、重点的に状況の把握を行う。

登山利用については、遭難を防止に必要な標識、安全柵の設置等を図る。

## 6. 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

快適な利用を図るため、利用地域は常に清潔の保持に努める。環境庁の美化清掃請負事業の実施団体でもある（財）自然公園美化管理財団各支部を中心に、利用地域の清掃、園地等の草刈り等を行う。

また、自然公園クリーンデー等の機会を通じ、マスメディアの協力を得て、ゴミに対する利用者、事業者の意識の高揚を図る。

ア. ゴミ籠の設置は回収等の管理が可能な地区に限ることとする。

イ. 事業敷地内及びその近辺においては、事業者が清掃に当たるよう指導する。

ウ. 利用者に対しては、ゴミは利用者の責任において持ち帰るよう指導する。

### (2) 修景緑化計画

自然公園に相応しい環境を保持するため、郷土産植物による植樹を推進する。

## 7. その他

### (1) ノカイドウの保護、育成

ノカイドウはえびの高原を中心とする地域の固有種であり、大正12年に国の天然記念物に指定されている。生育株数調査によれば、昭和41年の約470株が、平成9年には約300株に激減しており、また、幼樹の生育が極端に少ない状況にある。

原因としては次が考えられる。

① 火山活動が安定し、地表の攪乱の発生が少なくなったこと。

② マツ等の高木化による隠蔽により、個体が弱体化していること。

③ シカ、ウサギの食害があること。

このため、保護、育成の対策を関係機関とともに講ずることとする。

対策として次のことが考えられる。

#### ① 当面の対策

ア. 幼樹をシカ、ウサギの食害から保護するため、保護柵等を設ける。

イ. 生育を阻害する被圧木やツル性植物の除去を行う。

② 中長期的対策

ア. 上記対策の充実

イ. 幼樹の発生を促すためのササ、ススキ等の除去及び地掻き

ウ. 実生、挿し木等による育苗及び苗の植栽

(2) シカの管理

野生のシカが増加し、ノカイドウ等の食害や農林作物等に被害が生じている。また、利用者に対する警戒心が薄く、昼間でも地区内を徘徊するなど、不自然な状況が見られる。

このため、重点対策として以下の事項を関係機関等により、検討し適正な管理を図るものとする。

① 生息数や密度調査等による生息実態の把握

② 増加の一因となった餌付けの禁止（標識、チラシ等による啓発活動）

③ 個体数の調整

(3) ミヤマキリシマの保護

ミヤマキリシマは霧島地域に広く分布しており、これの開花時期には利用者が集中する状況にある。しかしながら、ミヤマキリシマは被圧木の成長により、衰退の一途を辿っている。この中で、えびの地区及び高千穂河原地区の園地内において「ススキや被圧木の除去等」必要な措置を講じ、ミヤマキリシマの保存を図る。

(細野地区に係る基準の特例)

第三条 細野地区内において行われる規則第十一  
条第二項に規定する行為については、同項中「十  
三メートル」とあるのは、「七メートル」と読み  
替えて、同項の規定を適用する。

2 細野地区内において行われる規則第十一  
条第四項に規定する行為については、同項中「次  
の」とあるのは、「次の各号(第二号を除く)  
に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等  
以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保  
養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建  
築物」とあるのは、「当該建築物」と、「十三メー  
トル」とあるのは、「七メートル」と、同項第六  
号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分」とに、  
それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」と  
あるのは、「それぞれ五パーセント以下、十パー  
セント以下」と、同項第九号中「二十メートル」  
とあるのは、「三十メートル」と読み替えて、同  
項の規定を適用する。

3 細野地区内において行われる規則第十一  
条第六項に規定する行為については、同項中「並  
びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで  
とあるのは」、「第四項第七号、第十号及び第十  
一号並びに磐梯朝日国立公園の特別地域内にお  
ける行為の許可基準の特例を定める件(平成十  
二年九月環境庁告示第五十七号)第三号第二項  
の規定により読み替えられた第四項第九号」と、  
同項第一号中「十三メートル」とあるのは、「七  
メートル」と、同項第二号中「前項第二号の表  
の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分」とに、  
それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり  
とあるのは、「それぞれ五パーセント以下、十  
パーセント以下」と読み替えて、同項の規定  
を適用する。

○環境庁告示第五十八号  
自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第  
四十一号)第十一号第三十項の規定に基づき、雲  
仙天草国立公園の特別地域内における行為の許可  
基準の特例を次のように定める。  
平成十二年九月五日

環境庁長官 川口 順子  
雲仙天草国立公園の特別地域内における行  
為の許可基準の特例  
(区域の範囲)

第一条 この告示において「天草妙見浦地区」と  
は、熊本県天草郡天草町大字下田南の一部をい  
う。

2 天草妙見浦地区の範囲を表示した図面は、環  
境庁に備え付けて供覧する。  
(基準の特例)

第二条 天草妙見浦地区内において行われる自然  
公園法施行規則第十一号第三十項に規定する行  
為については、同項中「次の」とあるのは、「第  
二号又は第四号の」と、同項第二号中「第二種  
特別地域」とあるのは、「第一種特別地域」と、  
同号イ(2)中「年齢」とあるのは「年齢に五年を  
加えたもの」と、同号ロ(1)中「二ヘクタ  
ル」とあるのは「〇・五ヘクタール」と、「こと  
ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立  
木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面  
積で除した値が十分の三を超える場合又は当該  
伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点  
から望見されない場合は、この限りでない」と  
あるのは「こと」と読み替えて、同項の規定を  
適用する。

○環境庁告示第五十九号  
自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第  
四十一号)第十一号第三十項の規定に基づき、霧  
島屋久国立公園の特別地域内における行為の許可  
基準の特例を次のように定める。  
平成十二年九月五日

環境庁長官 川口 順子  
霧島屋久国立公園の特別地域内における行  
為の許可基準の特例  
(区域の範囲)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区  
域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところ  
による。

- 一 黒神地区 鹿児島県鹿児島市黒神町の一部
- 二 指宿地区 鹿児島県指宿市十二町の一部
- 三 袴腰地区 鹿児島県鹿児島郡桜島町大字横山の一部
- 四 開闢地区 鹿児島県指宿郡開闢町大字十町の一部
- 五 丸尾・霧島地区 鹿児島県始良郡牧園町内国有林鹿児島森林管理署加治木事務所六三林班から六七林班までの各一部並びに同町大字高千穂及び同郡霧島町大字田口の各一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面  
は、環境庁及び鹿児島県庁に備え付けて供覧す  
る。  
(黒神地区に係る基準の特例)

第二条 黒神地区内において行われる自然公園法  
施行規則(以下「規則」という。)第十五項に規  
定する行為については、同項第一号ロ中「自然  
的、社会的、経済的条件にかんがみ、掘採又は採取  
の期間及び規模が必要最小限と認められるもの  
である」とあるのは、「申請に係る土石の採取量  
が、現に受けている法第十七条第三項等の規定  
による許可に係る採取量を超えるものでない」と  
、同号ハ中「当該掘採又は採取の方法が著し  
い自然の改変を伴うものでない」とあるのは「県  
道から土石の採取を行う場所が望見されないよ  
う保存緑地を確保するものである」と読み替え  
て、同項の規定を適用する。  
(指宿地区に係る基準の特例)

第三条 指宿地区内において行われる規則第十一  
条第二項に規定する行為については、同項中「十  
三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読  
み替えて、同項の規定を適用する。

2 指宿地区内において行われる規則第十一  
条第四項に規定する行為については、同項中「次  
の」とあるのは、「次の各号(第六号、第九号及び第  
十号を除く。に)に掲げると、同項第三号中「十  
三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読  
み替えて、同項の規定を適用する。

3 指宿地区内において行われる規則第十一  
条第六項に規定する行為については、同項中「第  
九号から第十一号まで」とあるのは、「第十一号  
と」次の」とあるのは、「第一号に掲げると」と、  
同項第一号中「十三メートル」とあるのは、「二  
十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用  
する。

(袴腰地区に係る基準の特例)  
第四条 袴腰地区内において行われる規則第十一  
条第四項に規定する行為については、同項中「次  
の」とあるのは、「次の各号(第四号、第五号及  
び第十号を除く。に)に掲げると、同項第二号中  
「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その  
高さ」とあるのは、「当該建築物の高さ」と、同  
項第九号中「二十メートル以上」とあるのは、「二  
十メートル以上」と読み替えて、同項の規定を  
適用する。

2 袴腰地区内において行われる規則第十一  
条第九項に規定する行為については、同項第三号中  
「計画において、一分譲区画の面積(当該分譲  
区画内に保存緑地となるべき部分を含むものに  
あつては、当該保存緑地の面積を除いた面積)  
がすべて千平方メートル以上」とあるのは、「計  
画が明らかに」と読み替えて、同項の規定  
を適用する。  
(開闢地区に係る基準の特例)

第五条 開闢地区内において行われる規則第十一  
条第四項及び第六項に規定する行為については、  
これらの項中「該当するもの」とあるのは、  
「該当するもの又は地方公共団体が行う建築物  
の新築、改築若しくは増築であり、かつ、その  
規模が必要最小限と認められるものであつて、  
第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と  
読み替えて、これらの項の規定を適用する。

2 開闢地区内において行われる規則第十一  
条第十項に規定する行為については、同項中「す  
るとあるのは、「する。ただし、地方公共団体が  
行うものであり、かつ、その規模が必要最小限  
と認められるものであつて、第十号に掲げる基  
準に適合するもの」と読み替えて、この限りでない」と  
読み替えて、同項の規定を適用する。

3 開闢地区内において行われる規則第十一  
条第十一項に規定する行為については、同項第一  
号中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの  
又は地方公共団体が行うものであり、かつ、そ  
の規模が必要最小限と認められるもの」と読み  
替えて、同項の規定を適用する。

4 開闢地区内において行われる規則第十一  
条第十二項に規定する行為については、同項中「前  
項各号」とあるのは、「霧島屋久国立公園の特別  
地域内における行為の許可基準の特例を定める  
件(平成十二年九月環境庁告示第五十九号)第  
五条第三項の規定により読み替えられた前項各  
号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 開闢地区内において行われる規則第十一  
条第二十項に規定する行為については、同項中「す  
るとあるのは、「する。ただし、地方公共団  
体が行うものであり、かつ、その規模が必要最小  
限と認められるものについては、この限りでない  
。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(丸尾・霧島地区に係る基準の特例)  
 第六条 丸尾・霧島地区内において行われる規則  
 第十一条第四項に規定する行為については、同  
 項中「次のとおり」とあるのは「次の各号(第  
 二号及び第十号を除く)に掲げるとおり」と、  
 同項第三号中「分譲地等以外の場所における集  
 合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は  
 増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当  
 該建築物」と、同項第四号中「千平方メートル」  
 とあるのは「五百平方メートル」と、同項第五  
 号中「二百五十平方メートル」とあるのは「百  
 二十五平方メートル」と、同項第六号中「次の  
 表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ  
 同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるの  
 は「それぞれ三十パーセント以下及び九十八パー  
 セント以下」と、同項第九号中「二十メートル  
 以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以  
 上」とあるのは「五メートル以上」と読み替え  
 て、同項の規定を適用する。

2 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十  
 一条第五項に規定する行為については、同項中  
 「前項第一号及び第二号」とあるのは、「前項第  
 一号及び霧島屋久国立公園の特別地域内におけ  
 る行為の許可基準の特例を定める件(平成十二  
 年九月環境庁告示第五十九号)第六條第一項の  
 規定により読み替えられた前項第三号」と、同  
 項第二号中「次の表の上欄に掲げる地域及び敷  
 地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下  
 欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ三十  
 パーセント以下及び九十八パーセント以下」と読  
 み替えて、同項の規定を適用する。

3 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十  
 一条第六項に規定する行為については、同項中  
 「第四項第七号及び第九号から第十一号まで」  
 とあるのは「第四項第七号、第十一号及び霧島  
 屋久国立公園の特別地域内における行為の許可  
 基準の特例を定める件(平成十二年九月環境庁  
 告示第五十九号)第六條第一項の規定により読  
 み替えられた第四項第九号」と、同項第二号中  
 「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地  
 面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下  
 欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ三十  
 パーセント以下及び九十八パーセント以下」と読  
 み替えて、同項の規定を適用する。

4 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十  
 一条第九項に規定する行為については、同項第

三号及び第七号中「千平方メートル」とある  
 のは「五百平方メートル」と、同項第四号中「二  
 十メートル」とあるのは「五メートル」と読み  
 替えて、同項の規定を適用する。

5 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十  
 一条第十二項に規定する行為については、同項  
 第一号中「二十メートル」とあるのは「五メー  
 トル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○法務省告示第三百三十三号  
 山形市役所備付けの次の戸籍が滅失した。  
 平成十二年九月五日  
 法務大臣 梁田 翼治  
 柳田 武博

○法務省告示第三百三十四号  
 長野市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失し  
 た。  
 平成十二年九月五日  
 法務大臣 梁田 翼治  
 長野市大字鶴賀上千歳町千六百六十一番地  
 太田 仁

○大蔵省告示第二百四十八号  
 国債の入札に参加することのできる者を平成十  
 二年九月五日以降に行われる国債の入札から変更  
 したので、国債の発行等に関する省令(昭和五十  
 七年大蔵省令第二十号)第五條第五項の規定に基  
 づき、国債入札に参加することのできる者を定め  
 た件(平成十二年四月大蔵省告示第百五十三号)の  
 一部を次のように改正する。  
 平成十二年九月五日  
 大蔵大臣 宮澤 善一

第一号中「及びチエース信託銀行株式会社」を  
 「チエース信託銀行株式会社、デブファ銀行東  
 京支店及びトラボバンクネダーランド東京支店」に  
 改める。  
 ○大蔵省告示第二百四十九号  
 政府短期証券の入札に参加することのできる者  
 を平成十二年九月五日以降に行われる政府短期証  
 券の入札から変更したので、政府資金調達事務取  
 扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)第五條第五  
 項の規定に基づき、政府短期証券の入札に参加す  
 ることのできる者を定めた件(平成十一年四月大  
 蔵省告示第百七号)の一部を次のように改正する。  
 平成十二年九月五日  
 大蔵大臣 宮澤 善一

「ユバブアラブ・フランス連合銀行東京支  
 店」の次に、「デブファ銀行東京支店、トラボバン  
 クネダーランド東京支店」を加える。

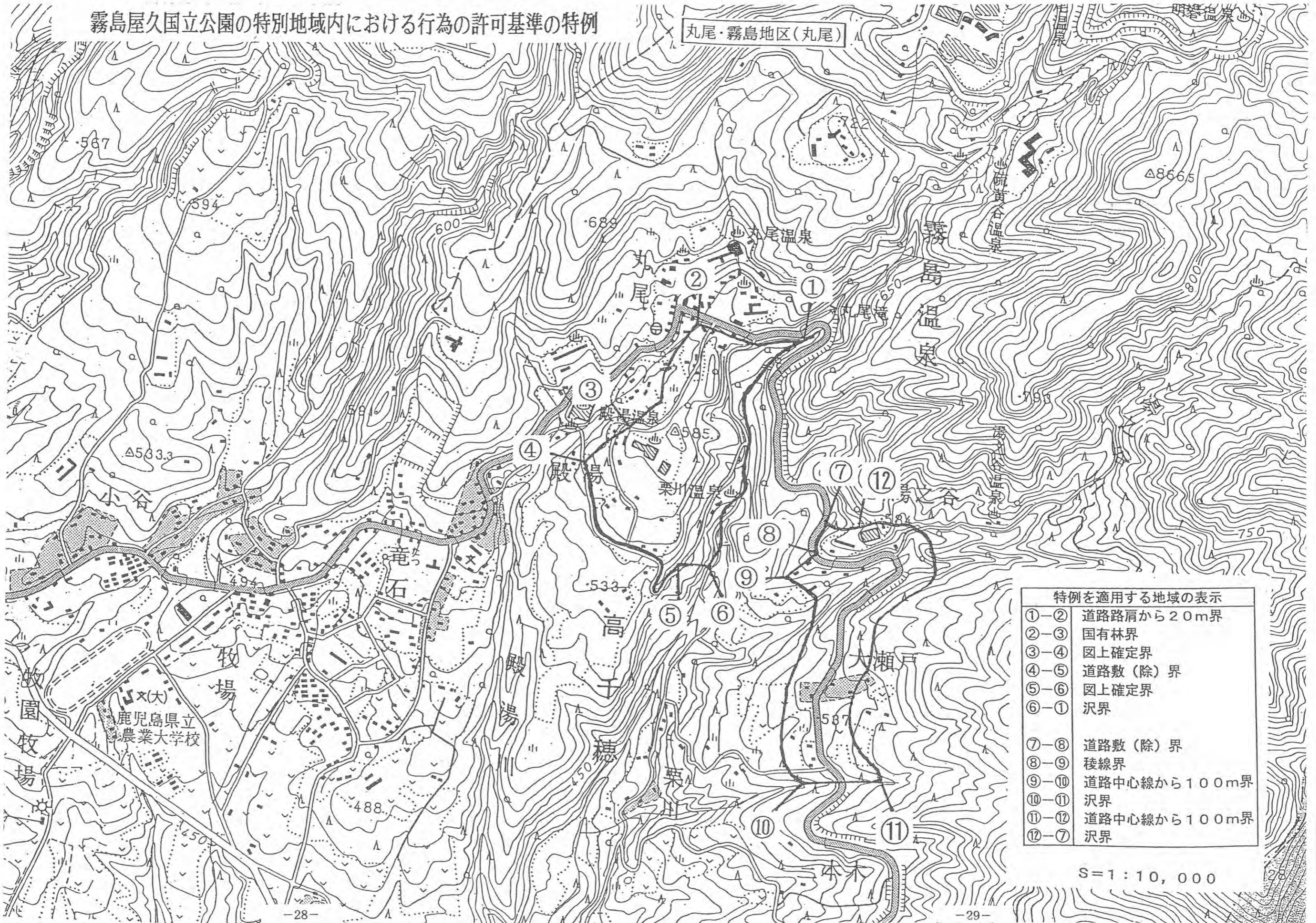
○農林水産省告示第百七十号  
 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七條の規定に基づき、平成十二年八月二十五日付  
 けをもつて次のように肥料登録したので、同法第十六條第一項の規定に基づき告示する。  
 平成十二年九月五日  
 農林水産大臣 谷 社一

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所  
 有効期間が3年であるもの  
 登録番号 肥料の種類 肥料の名称 氏名又は名称 住 所

生第80024号	混合りん酸肥 料	くみあい粒状ようり けい酸苦土石灰特 くみあい尿素有機入り 化成度446	コーアケミカル株式 会社	兵庫県神戸市中央区 兵衛町2丁目11番14号
生第80025号	化成肥料	高度化成444	パリノ・サーヴェイ 株式会社	東京都千代田区一 番町23番地3
生第80026号	〃	有機入り化成242	〃	東京都中央区日本橋本 町一丁目10番5号
生第80027号	〃	有機入り化成888	〃	〃
生第80028号	〃	化成肥料888	〃	〃
生第80029号	〃	高度化成286	〃	〃
生第80030号	〃	MAP(りん酸マグネ シウムアンモニウム) 高度化成48号	島根県 クリエイトイインタ ーショナル株式会社	大阪府大阪市中央区 本町1丁目5番6号
生第80031号	〃	有機入り化成288号	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町3 丁目3番5号
生第80032号	〃	アンモホスカ461号	宇都宮産機材株式会 社	山口県宇部市大字小串 1988の7
生第80033号	〃	多木有機入り液肥特11 号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町 緑町2番地
生第80034号	液状複合肥料	オーシヤンモクス1号	株式会社東肥精製造 所	徳島県勝前郡勝前町大 字池江字丸山2番地の 2
生第80035号	〃	オーシヤンモクス2号	〃	〃
生第80036号	〃	FATミノ2号	〃	〃
生第80037号	〃	ベストグリーン1号	星上物産株式会社	高知県南国市小籠字弘 石926番3
生第80038号	〃	ベストグリーン2号	〃	〃
生第80039号	配合肥料	高度肥料058	網中産業株式会社	東京都江東区佐賀1丁 目12番2号
生第80040号	〃	銅入り粒状複合肥料 022号	清和肥料工業株式会 社	大阪府大阪市中央区備 後町四丁目3番4号
生第80041号	〃	フロカール	菱陽商事株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目1番1号
生第80042号	液状微量元素 複合肥料	有機複合肥料561号	信和商事有限会社	神奈川県川崎市多摩区 南生田1丁目15番3号
生第80043号	化成肥料	〃	株式会社相合貿易	東京都千代田区内神田 1丁目1番12号
輸第7591号	〃	〃	〃	〃
輸第7592号	〃	〃	〃	〃

霧島屋久国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

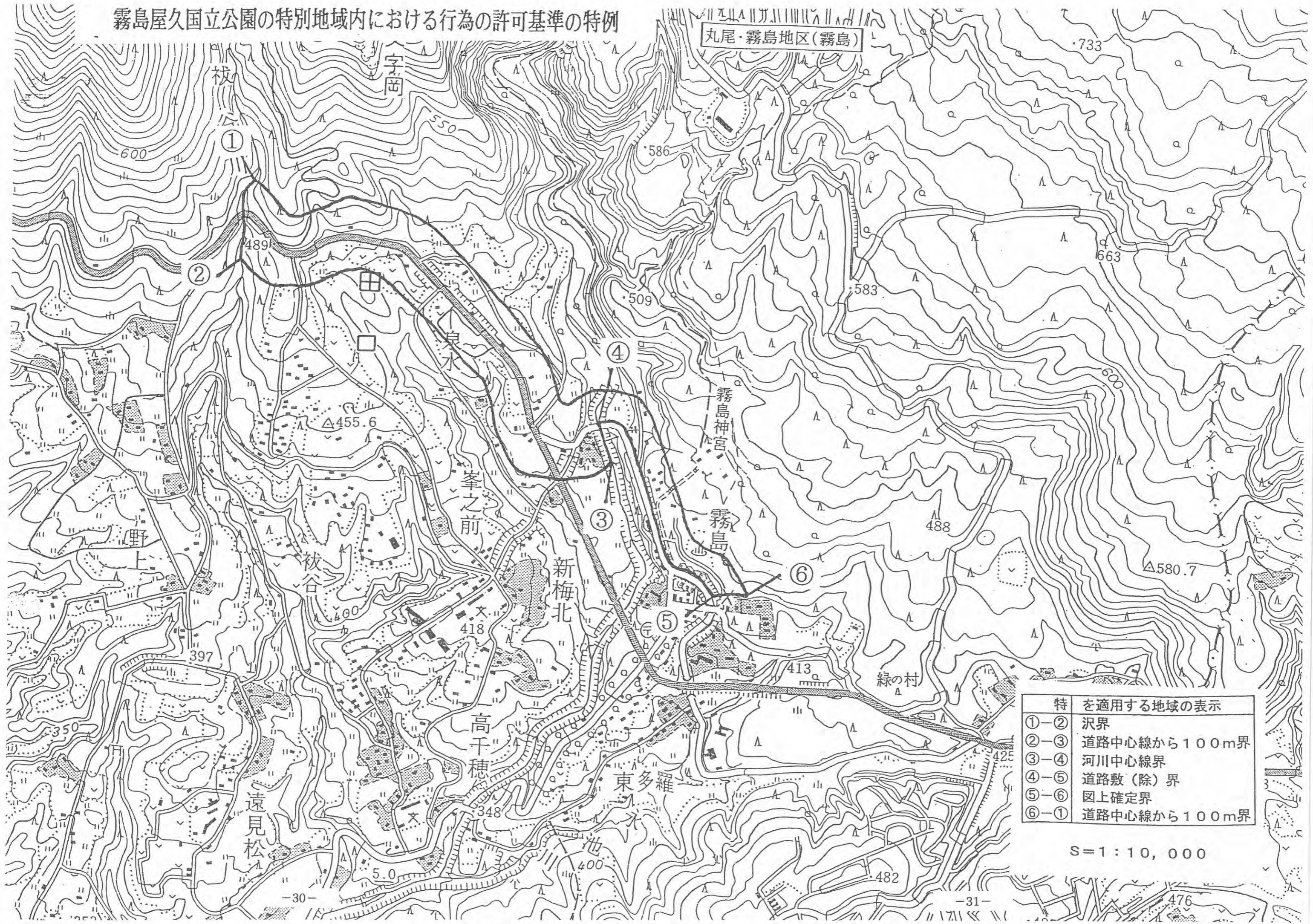
丸尾・霧島地区(丸尾)



特例を適用する地域の表示	
①-②	道路路肩から20m界
②-③	国有林界
③-④	図上確定界
④-⑤	道路敷(除)界
⑤-⑥	図上確定界
⑥-①	沢界
⑦-⑧	道路敷(除)界
⑧-⑨	稜線界
⑨-⑩	道路中心線から100m界
⑩-⑪	沢界
⑪-⑫	道路中心線から100m界
⑫-⑦	沢界

S=1:10,000

霧島屋久国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



丸尾・霧島地区(霧島)

特	を適用する地域の表示
①-②	沢界
②-③	道路中心線から100m界
③-④	河川中心線界
④-⑤	道路敷(除)界
⑤-⑥	図上確定界
⑥-①	道路中心線から100m界

S=1:10,000

## (別紙) 修景緑化樹種

樹種	常・落	成長率	水分要求	高低木	陰陽樹	花	その他
アカマツ	常	速	乾	高	陽		樹肌が赤い
ヒメシャラ	落	速	適湿	高	陽	白花	樹肌黄色
オガタマノキ ホオノキ	常 落	速	湿	高	陰	白花	
イロハカエデ	落	速	適湿	高	陽・陰		紅葉
コハウチワカエデ ウリハダカエデ イタヤカエデ エンコウカエデ コミネカエデ	落	速	適湿 乾	高	陽・陰		黄葉
ヤマボウシ クマノミズキ	落	速	乾 適湿	高	陽	白花	果実が鳥の餌になる
ナツツバキ	落	遅	適湿	高	陽・陰	白花	樹肌に斑紋
アカガシ ウラジロガシ	常	速	適湿	高	陰		果実は動物の餌になる
ツバキ	常	遅	適～乾	高	陰	赤花	
ヤマモモ	常	速	乾～湿	高	陰		果実が鳥の餌になる



樹種	常・落	成長率	水分要求	高低木	陰陽樹	花	その他
カツラ	落	速	乾	高	陽		黄葉, 南限
シキミ	常	遅	乾湿	高	陰	白花	芳香
バリバリノキ イヌマキ カゴノキ	常	遅	適湿	高	陰	目立たず	樹肌の斑紋
ウワミズザクラ ヤマザクラ	落	速	乾	高	陽	白 ～ 桃	果実が鳥の餌になる
イイギリ	落	速	乾	高	陽		果実が赤で美しい 鳥が利用する
エゴノキ	落	速	乾	高	陽	白花	開花時は花が うつくしい
イヌコリヤナギ ネコヤナギ ツクシヤマヤナギ ヤマヤナギ	落	速	乾	低	陽		裸地の土留め によい
ヤマハンノキ ヤシヤブシ	落	速	乾	低	陽		裸地の緑化に 適
オオカメノキ ガマズミ ミヤマガマズミ	落	速	乾 ～ 湿	低高	陽		果実が赤色 鳥の餌
コツクバネウツギ	落	速	乾～湿	低	陽		

樹 種	常・落	成長率	水分要求	高低木	陰陽樹	花	そ の 他
ムラサキシキブ ヤブムラサキ	常	速	乾	低	陽	紫花	果実も紫
タンナサワフタギ ハイノキ	落 常	速	乾	低	陽	果実	果実は鳥の餌になる
ミヤマキリシマ ヤマツツジ コハノミハツツジ	常 落	遅 速	乾	低	陽	赤紫 橙 赤橙	
シロドウダン ベニドウダン	常	遅	乾	低	陽	白花 赤花	
ナワシログミ アキグミ キリシマグミ	常	遅	乾	低	陽	白～ 黄色	果実は赤色 鳥の餌
ゴンズイ	落	速	乾	低	陽	赤花	
コマユミ コバノクロズル	落	速	乾	低	陽		
ツクシイヌツゲ クロガネモチ イヌツゲ	常	速	乾	低 高 低	陽		果実は黒色 果実は赤色 果実は黒色
シラキ	落	速	乾適	低	陽		果実は赤色

樹 種	常・落	成長率	水分要求	高低木	陰陽樹	花	そ の 他
ミヤマシキミ	常	遅	適	低	陰	白花	果実は赤色
キハギ マルバハギ ヤマハギ ネコハギ	落	速	乾	低	陽	各種	裸地の緑化に 適
カマツカ ナナカマド シモツケ	落	速	乾	低	陽	桃色	果実は赤
キリシマミズキ マンサク	落	速	乾	低	陽	黄色	早春に開花
クサアジサイ ガクウツギ ノリウツギミ	落	速	乾～湿	低	陽 陰	紫 白	花が巨大で目 立つ
カナクギノキ シロモジ	落 落	速 速	乾 乾	低 低	陽 陽		黄葉, 果実は 赤 黄葉
コフジウツギ	落	速	乾	低	陽	紫花	

# 参 考 资 料

# <参考1>

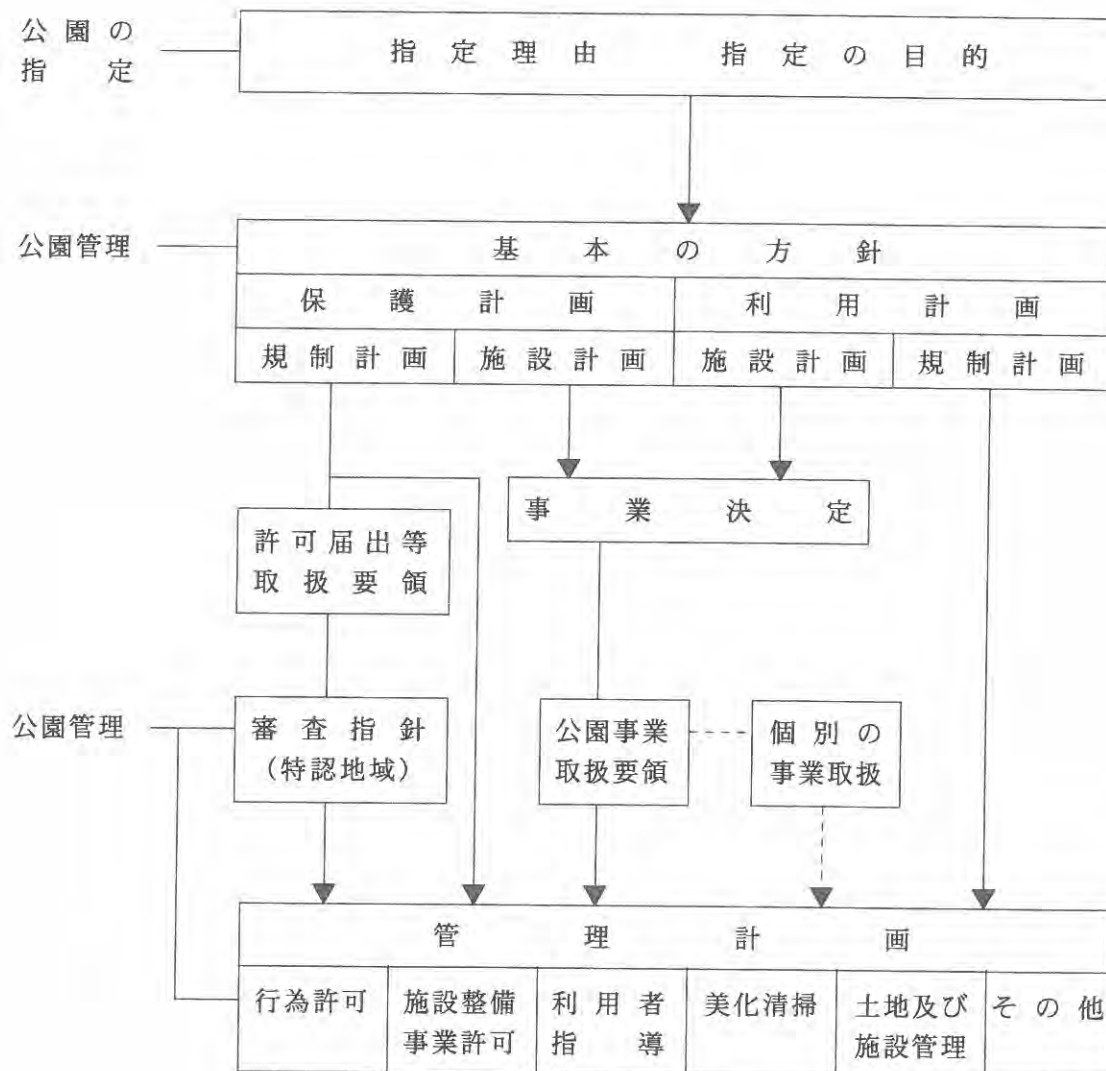
## 1. 管理計画について

管理計画は、公園指定の目的に沿って公園を管理運営していくために、国立公園・野生生物事務所長が、自然保護局長の承認を得て定めるものである。

管理計画には、従来より国、県等が行ってきた公園管理業務に一貫性を持たせるため、公園内の各地区の取扱いを明確にし、施設のデザイン、色彩、緑化方法等をきめ細かな指導方針を定めるほか、美化清掃、利用者指導、施設の管理、その他の業務についても、その実施の具体的方針等を定めることとしている。

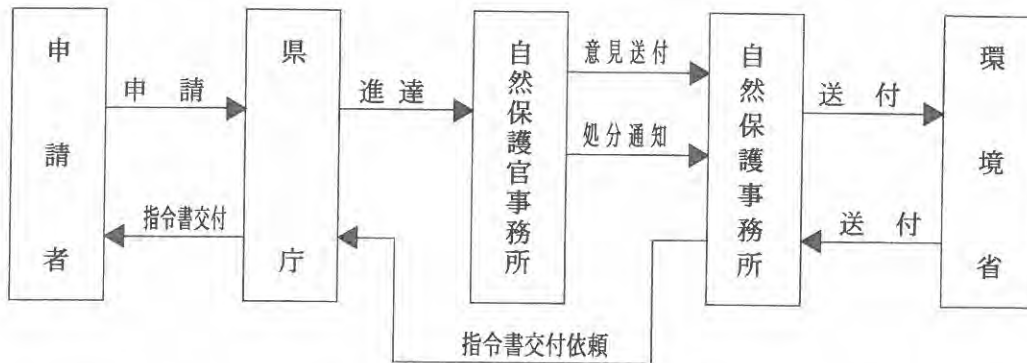
なお、管理計画は、公園計画の変更や、自然的、社会的諸条件の変化等に応じ変更することがある。

管理計画の位置づけ

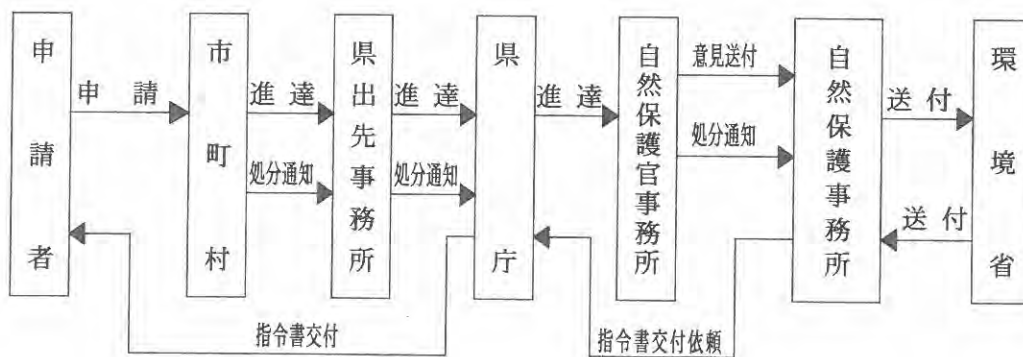


## 2. 申請書処理ルート

(宮崎県)



(鹿児島県)



# 国立公園管理計画作成要領

## 第1 目的

国立公園管理計画（以下「管理計画」という。）は、地域の実情に即した現地管理業務の一層の徹底を期することにより国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。

## 第2 管理計画の作成主体

- 1 管理計画は、国立公園・野生生物事務所長が都道府県自然公園担当部局長の協力を得て作成するものとする。
- 2 国立公園・野生生物事務所長は、必要に応じ管理計画を改定するものとする。

## 第3 管理計画の作成地域

管理計画は国立公園ごと、あるいは当該公園の地理的区分としての地域ごとに作成するものとするが、風致景観の特性、管理業務上の特性により国立公園を複数の地区（以下「管理計画区」という。）に区分した上、順次作成し得るものとする。

## 第4 管理計画の内容

管理計画において検討する項目は、おおむね次のとおりとする。ただし、国立公園又はその管理計画区の実情により特定の項目について重点的に作成し得るものとする。

- (1) 管理の基本的方針
- (2) 風致景観の管理に関する事項
- (3) 地域の開発、整備に関する事項
- (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項
- (5) 利用者の指導等に関する事項
- (6) 地域の美化修景に関する事項
- (7) その他第1の目的を達成するために必要な事項

## 第5 管理計画の作成手続き

- 1 国立公園・野生生物事務所長は、管理計画を作成（改定しようとするときを含む。以下同じ。）しようとするときは、別に定める要領により管理計画書を作成するものとする。
- 2 管理計画書に記載する事項のうち、（1）管理の基本的方針及び（2）風致景観の管理に関する事項については、管理計画書の作成に先だって自然保護局長の承認を受けるものとする。

## 第6 管理計画検討会の設置

- 1 管理計画の作成に当たっては、地域住民等地元関係者の意見を十分に聴取するものとし、必要に応じ国立公園・野生生物事務所に自然環境の保全等に関し学識のある者による国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）を設けることができる。
- 2 検討会には、地元関係行政機関及び地元代表者を参画させることができる。
- 3 検討会には、幹事として国立公園・野生生物事務所長及び同次長が、書記として同公園保護科及び担当主査が出席するものとする。
- 4 検討会の庶務は、国立公園・野生生物事務所において行うものとする。
- 5 検討会の運営は「国立公園・野生生物事務所における検討会の運営等について」（平成8年4月1日付環自企第125号）に定めるところによるものとする。

## 第7 管理計画連絡会議の開催

- 1 管理計画の作成に当たっては、その促進と調整を図るため自然保護局内に国立公園管理計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。
- 2 連絡会議には、各検討会の検討員を出席させることができる。
- 3 各検討会の幹事、書記は、連絡会議に出席するものとする。

## 第8 管理計画作成国立公園の指定

自然保護局長は、毎年度当初、当該年度において管理計画を作成する国立公園を指定するものとする。

## 第9 報告

国立公園・野生生物事務所長は、管理計画作成国立公園が指定された場合、管理計画の作成状況について当該年度末までに自然環境局長に報告するものとする。